

令和6年 第3回

いなべ市議会 定例会 議案

令和6年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
同意 第4号	いなべ市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
議案 第42号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
議案 第43号	いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第44号	いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第45号	いなべ市学校給食条例の制定について	
議案 第46号	いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第47号	工事請負契約を変更する契約の締結について（宇賀溪キャンプ場レストラン棟設計等及び新築工事）	
議案 第48号	訴えの提起について（土地所有権移転登記請求事件）	
議案 第49号	いなべ市道路線の認定について	
議案 第50号	いなべ市道路線の変更について	

令和6年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第51号	旧員弁郡定住自立圏形成協定の変更について	
議案 第52号	三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	
議案 第53号	令和6年度いなべ市一般会計補正予算（第3号）	
議案 第54号	令和6年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議案 第55号	令和6年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
認定 第1号	令和5年度いなべ市一般会計歳入歳出決算認定について	
認定 第2号	令和5年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第3号	令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第4号	令和5年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第5号	令和5年度いなべ市水道事業会計決算認定及び未処分利益剰余金の処分について	

令和6年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
認定 第6号	令和5年度いなべ市下水道事業会計決算認定及び未処分利益剰余金の処分について	
	以下余白	

同意第4号

いなべ市教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者をいなべ市教育委員会の委員としたいから、その任命について
議会の同意を求める。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町阿下喜 

氏 名 近藤 智美

生年月日 

任 期 令和6年10月1日から令和10年9月30日まで

提案理由

教育委員会の委員5人のうち、近藤由起子委員が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員として近藤智美氏を任命しようとするものである。教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 4 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）の公布により、懲役及び禁錮を廃止し、並びに新たに拘禁刑を創設するなどの改正が行われ、これらの規定が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、市の条例の規定中の懲役及び禁錮を拘禁刑に改める等所要の改正を行う必要があるため、その関係条例の整理に関する条例を制定するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 いなべ市職員の給与に関する条例(平成15年いなべ市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項、第17条第4項及び第23条第1項中「及び第4項、第4条並びに」を「、第4条及び」に改める。

第25条第3号及び第4号並びに第26条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(いなべ市消防団に関する条例の一部改正)

第2条 いなべ市消防団に関する条例(平成15年いなべ市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(いなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 いなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成15年いなべ市条例第142号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(いなべ市水道水源保護条例の一部改正)

第4条 いなべ市水道水源保護条例(平成16年いなべ市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第14条」を「前条」に改める。

第20条第1項中「に該当する者は」を「のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第1号及び第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第2項中「に該当する者は」を「のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

(いなべ市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第5条 いなべ市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成17年いなべ市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(いなべ市行政不服審査会設置条例の一部改正)

第6条 いなべ市行政不服審査会設置条例(平成28年いなべ市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第3条第4項及び」を「第3条第5項又は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(いなべ市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 いなべ市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年いなべ市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第8条 いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年いなべ市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第20条中「いなべ市情報公開条例(平成15年いなべ市条例第8号)」を「情報公開条例」に改める。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、第1条中いなべ市職員の給与に関する条例第9条第4項、第17条第4項及び第23条第1項の改正規定、第4条中いなべ市水道水源保護条例第15条の改正規定及び第20条第1項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)、第6条中いなべ市行政不服審査会設置条例第7条の改正規定(「第3条第4項及び」を「第3条第5項又は」に改める部分に限る。)並びに第8条中いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例第20条及び第47条の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に

犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後のいなべ市職員の給与に関する条例第26条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第43号

いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布され、令和6年12月2日から被保険者証及び資格証明書が廃止されることに伴い、罰則を適用する引用条項を整理するため、いなべ市国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険条例（平成15年いなべ市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第29条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 8 号）が施行され、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士等の配置基準が見直されたことに伴い、いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年
いなべ市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を
「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を
「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を
「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を
「25 人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、この条例による改正後のいなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第 29 条第 2 項、第 31 条第
2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定の適用については、新条例第 29 条
第 2 項第 3 号、第 31 条第 2 項第 3 号、第 44 条第 2 項第 3 号及び第 47 条第 2 項第
3 号中「15 人」とあるのは「20 人」と、新条例第 29 条第 2 項第 4 号、第 31 条第
2 項第 4 号、第 44 条第 2 項第 4 号及び第 47 条第 2 項第 4 号中「25 人」とあるの
は「30 人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業
者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同
項の規定による読替え前の新条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項
及び第 47 条第 2 項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう
努めなければならない。

議案第45号

いなべ市学校給食条例の制定について

いなべ市学校給食条例を次のとおり制定しようとする。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

学校給食費を公会計化し、市の一般会計予算に計上し管理するに当たり、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、その関係条例を制定するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市学校給食条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いなべ市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）をいう。
- (4) 教職員等 児童又は生徒以外の者であつて、学校給食を受ける教職員その他のものをいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、次に掲げる者を対象として学校給食を実施するものとする。

- (1) 学校に在籍する児童及び生徒
- (2) 教職員等

(学校給食費の額)

第4条 学校給食費の額は、教育委員会規則で定める。

(学校給食費の不徴収)

第5条 市長は、保護者から学校給食費を徴収しない。

(学校給食費の納付)

第6条 学校給食費は、教育委員会規則で定める納期限までに納付しなければならない。

(督促)

第7条 市長は、納期限までに学校給食費を納付しない者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(学校給食費の減免)

第8条 学校給食費は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による学校給食の実施に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第46号

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに
水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管
理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しよう
とする。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）が公布され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直す規定が令和7年4月1日に施行されることに伴い、いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年いなべ市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上」を「1 年 6 月以上」に改め、同条第 2 号中「土木工学科又はこれに」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上」を「2 年以上」に改め、同条第 3 号中「専門職大学の前期課程」の次に「(以下「専門職大学前期課程」という。)」を、「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「課程を修めて卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を加え、「5 年以上」を「2 年 6 月以上」に改め、同条中第 9 号を第 12 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第 3 条第 8 号中「第 4 条第 1 項に規定する」を「第 4 条第 1 項の規定による」に、「1 年以上」を「6 月以上」に、「経験を有する者」を「経験を有するもの」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「2 年以上」を「1 年 6 月以上」に、「経験を有する者」を「経験を有するもの」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「10 年以上」を「5 年以上」に改め、同号を同条第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第 3 条第 4 号中「中等教育学校」の次に「(以下「高等学校等」という。)」を加え、「7 年以上」を「3 年 6 月以上」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 1 年 6 月以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程に

あつては、修了した者) については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「土木工学以外の」を「、」に、「に関する学科目又はこれに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「4年以上」を「2年以上」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「6年以上」を「3年以上」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年以上」を「4年以上」に改め、同条第3号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を「卒業した（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後」に、「5年以上」を「2年6月以上」に、「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を「専門職大学前期課程の修了者を含む。」に、「7年以上」を「3年6月以上」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「9年以上」を「4年6月以上」に改め、同条第5号中「外国の学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に改め、同条第7号中「第2号から前号まで」を「前各号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第47号

工事請負契約を変更する契約の締結について (宇賀溪キャンプ場レストラン棟設計等及び新築工事)

次のとおり、宇賀溪キャンプ場レストラン棟設計等及び新築工事の請負契約を変更する契約を締結しようとする。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 変更前の契約金額
299,893,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額27,263,000円)
- 2 変更後の契約金額
347,886,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額31,626,000円)
- 3 契約の相手方
愛知県江南市力長町大当寺128番地
株式会社アイチケン
代表取締役 井上 小百合

提案理由

建設資材不足による工法の見直し、設備の変更、外構工事の追加等のため契約を変更しようとするもので、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負契約を変更するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第48号

訴えの提起について

土地所有権移転登記請求事件に関して、次のとおり訴えを提起することについて、議決を求める。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 訴えの相手方
三重県いなべ市
亡 日美 源吉
相続人 62人
- 2 訴えの対象物件
所在 いなべ市大安町丹生川上字道下628番
地目 宅地
地積 233.91㎡
- 3 事件名 土地所有権移転登記請求事件
- 4 事件の内容及び訴えの趣旨
本件土地について、時効取得による土地所有権移転登記手続を請求する。
- 5 事件に関する取扱い
訴訟において上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。
- 6 管轄裁判所
津地方裁判所四日市支部

提案理由

土地所有権移転登記請求事件に係る訴えの提起については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第49号

いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

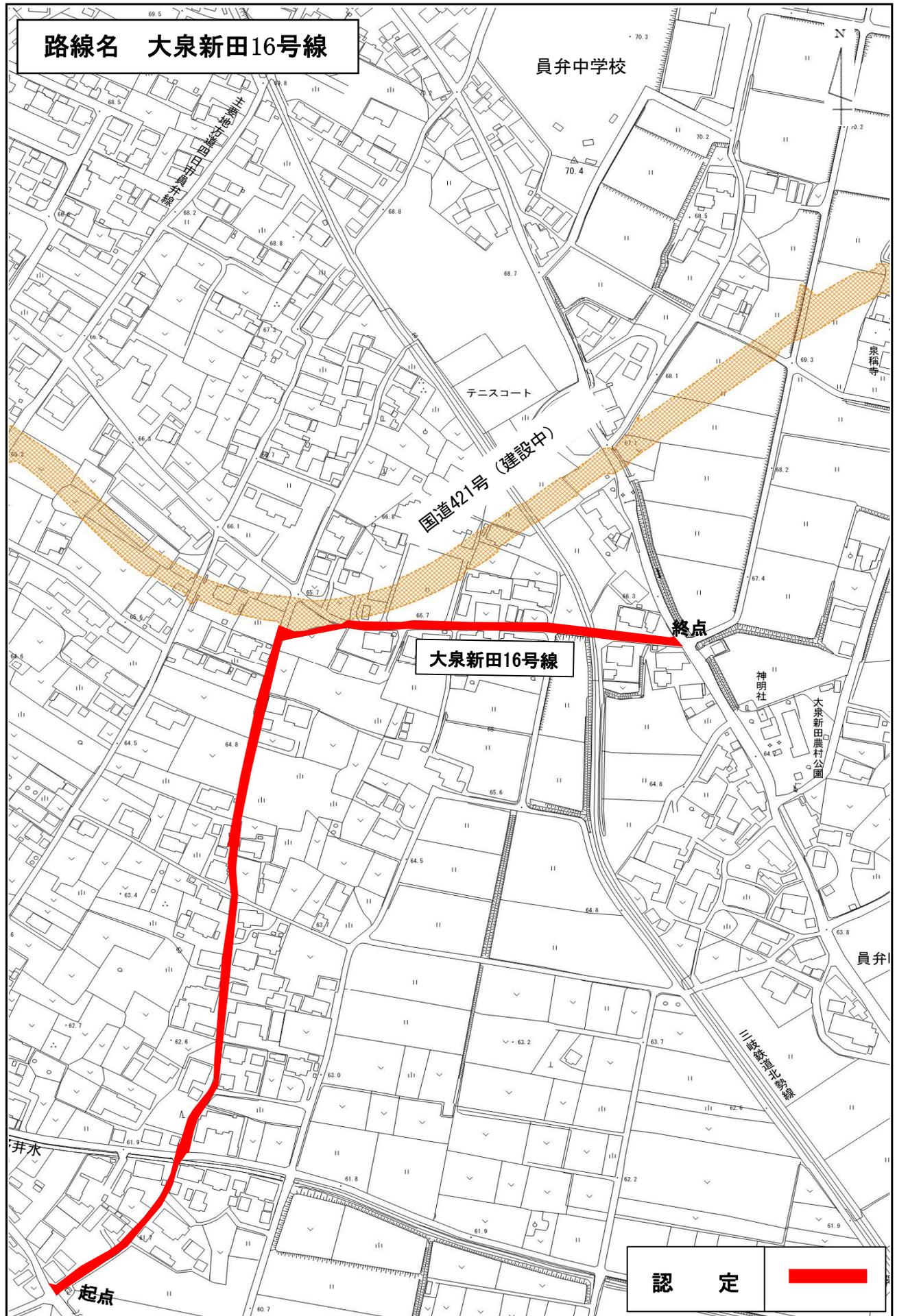
国道421号大安インターチェンジアクセス道路事業に伴い新設された区間、宅地開発により新設された道路及び南山公園への進入路を新たに市道として認定するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

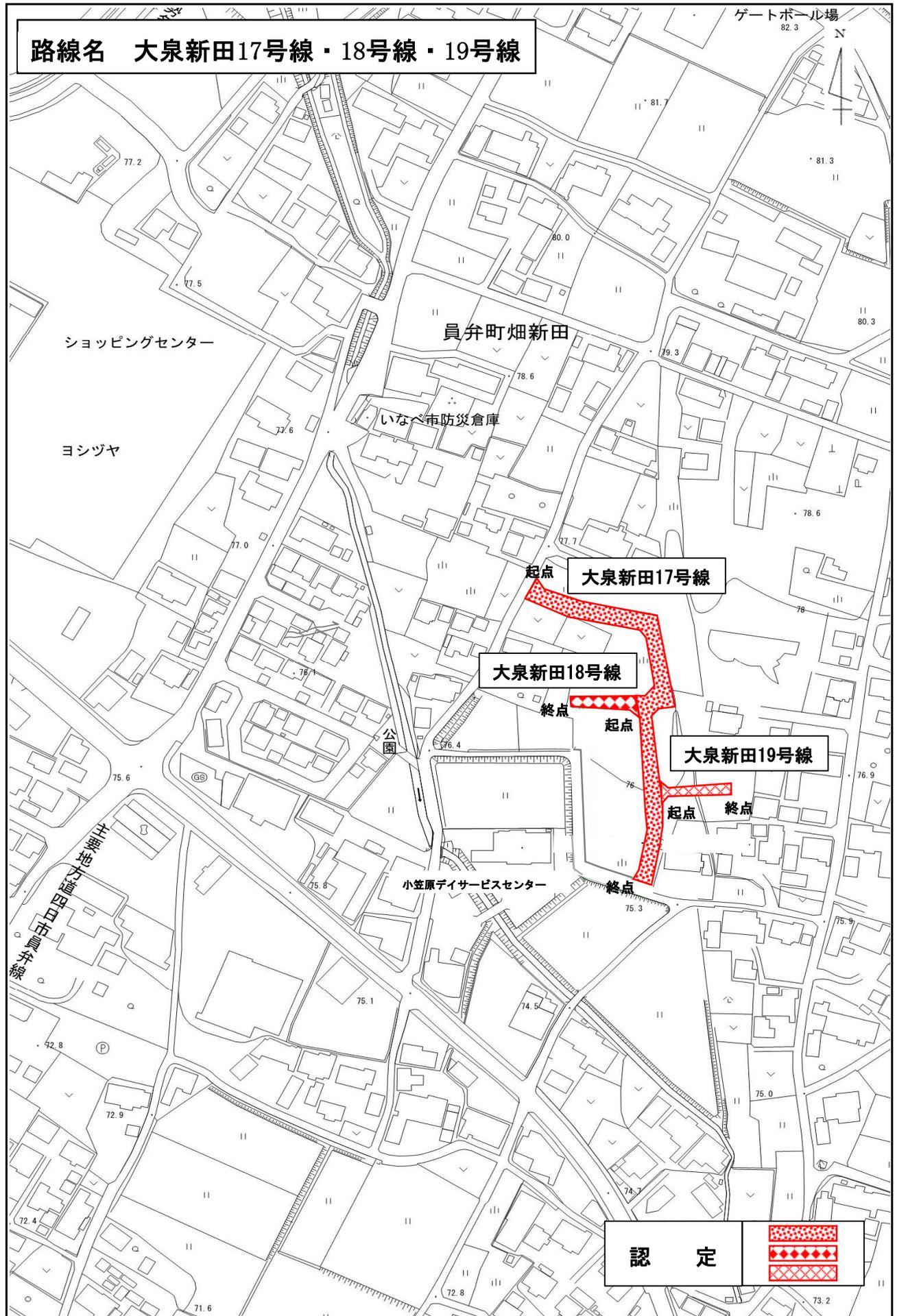
認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
大泉新田 1 6 号線	員弁町北金井地内	員弁町大泉新田地内	
大泉新田 1 7 号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	
大泉新田 1 8 号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	
大泉新田 1 9 号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	
麻生田 1 1 号線	北勢町麻生田地内	北勢町麻生田地内	

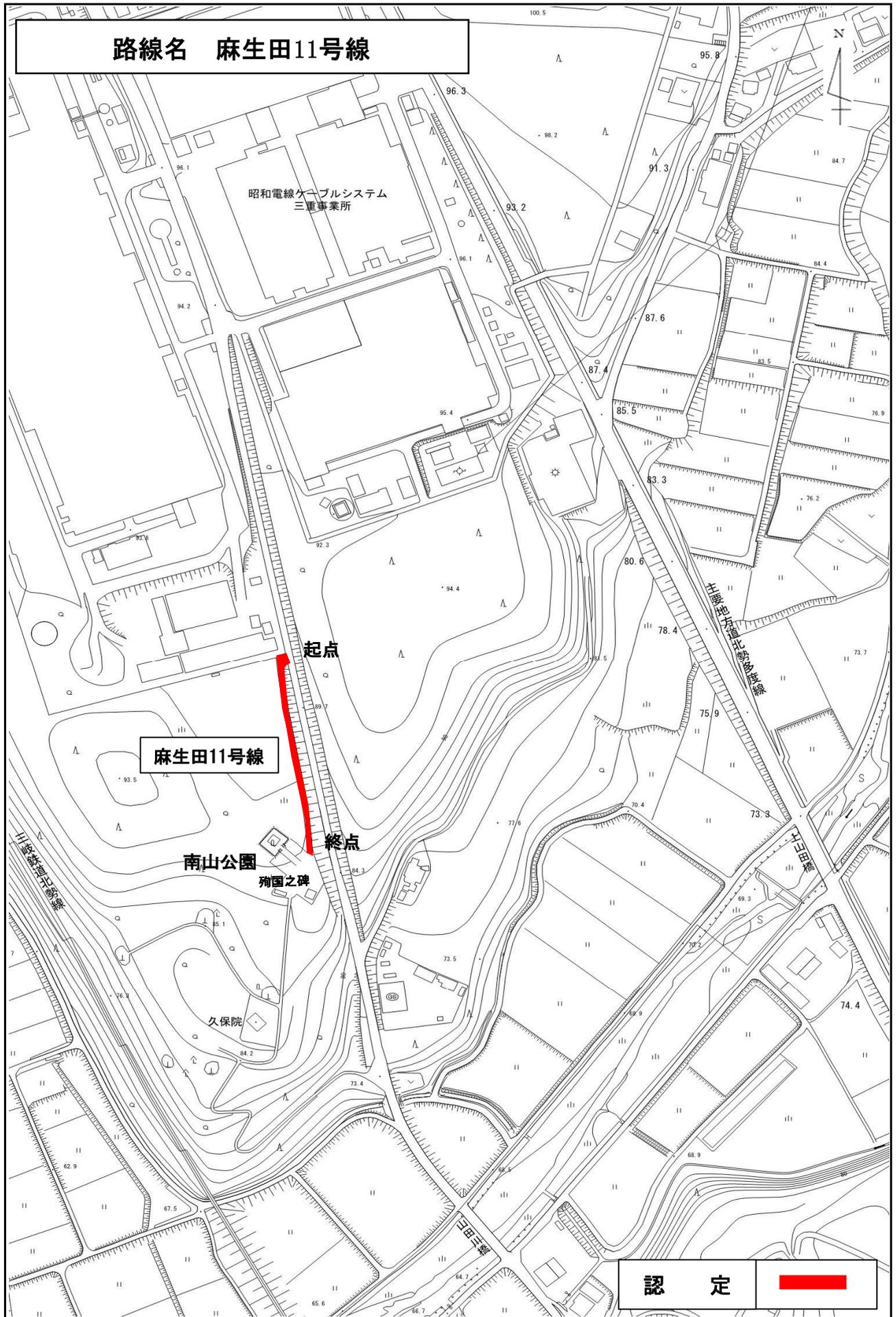
位置図



位置図



位置図



議案第50号

いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

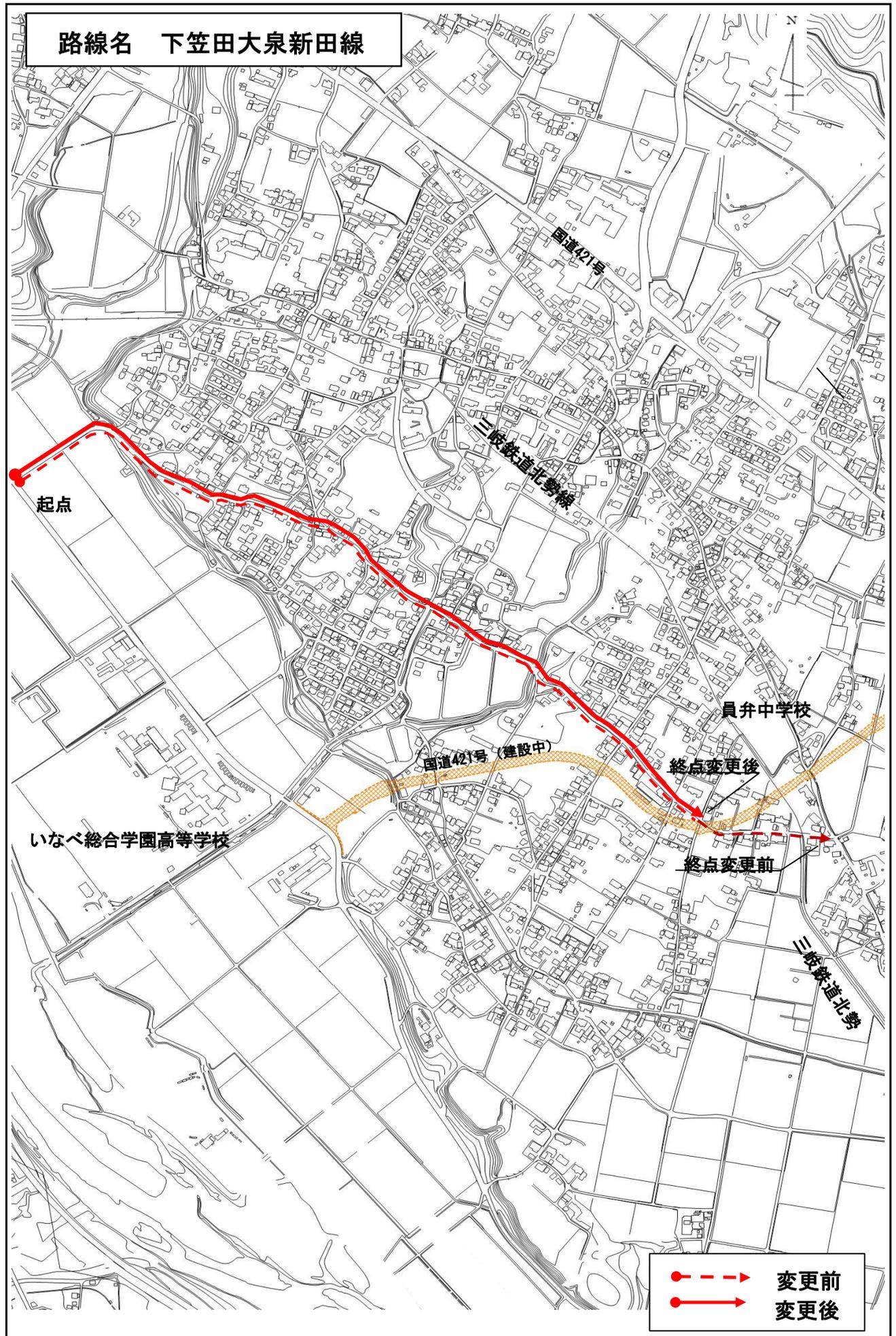
市道路線の起点又は終点を変更することについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

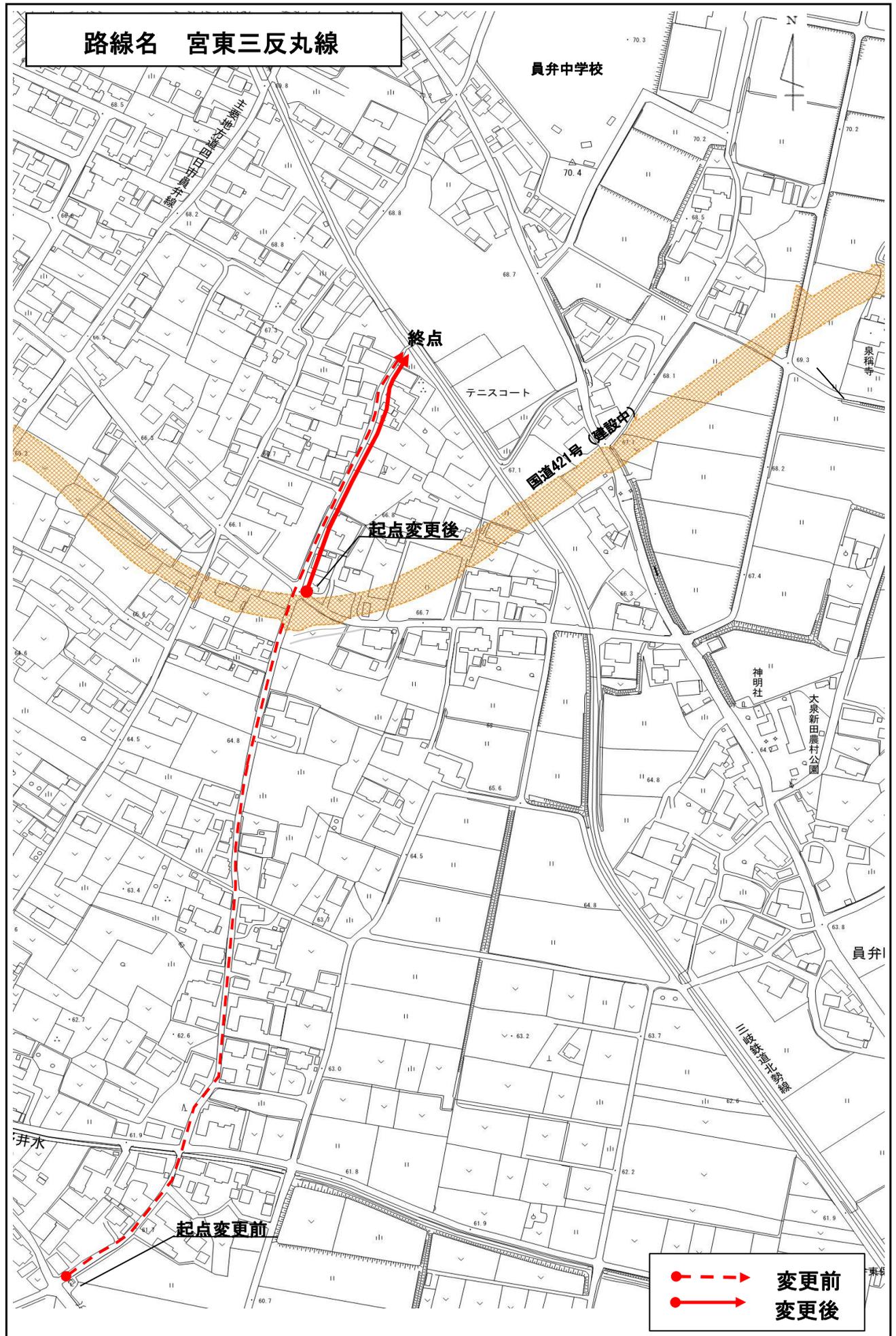
変更しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
下笠田大泉新田線	員弁町下笠田地内	員弁町北金井地内	
宮東三反丸線	員弁町北金井地内	員弁町畑新田地内	
治第50号線	北勢町東村地内	北勢町東村地内	

位置図



位置図



議案第51号

旧員弁郡定住自立圏形成協定の変更について

旧員弁郡定住自立圏の形成に関する協定の変更について、次のとおり締結しようとする。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、旧員弁郡定住自立圏形成協定を変更する協定を締結するについては、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成22年いなべ市条例第1号）の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

旧員弁郡定住自立圏の形成に関する協定書を変更する協定書

いなべ市（以下「甲」という。）と東員町（以下「乙」という。）とは、平成22年4月9日に締結した旧員弁郡定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定を次のように変更する。

定住自立圏の形成に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、近隣町の乙との間において、人口定住のために必要な生活機能を確保し、互いに連携及び協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する事項に取り組むものとする。

（連携する具体的事項）

第3条 甲及び乙が互いに役割を分担して連携を図る具体的事項は、次の各号に掲げるものとし、その内容及び互いの役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に係る基本的事項）

第4条 事務、人員又は必要な費用は、その都度相互の受益の程度等を勘案し、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の内容を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 この協定を廃止しようとする場合は、甲又は乙は、あらかじめ議会の議決を経て廃止を求める旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
いなべ市
いなべ市長 日 沖 靖

乙 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地
東員町
東員町長 水谷 俊郎

別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

医療体制の充実

取組の内容	医療従事者の確保に努めるとともに、地域医療の課題解決に向けた検討を進めることで、地域医療体制の充実を図る。
甲の役割	乙と連携し、医療体制の充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、医療体制の充実に必要な事業を行う。

(2) 福祉

高齢者、障がい者及び子育て支援体制の充実

取組の内容	<p>1 包括的な支援体制づくりを行うことで、人と人、人と社会がつながり、誰ひとり取り残されることなく、支え合いながら安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図る。</p> <p>2 安心して子どもを産み育てる環境を整備することで、子育て支援体制の充実を図る。</p>
甲の役割	乙と連携し、高齢者、障がい者及び子育て支援体制の充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、高齢者、障がい者及び子育て支援体制の充実に必要な事業を行う。

(3) 教育

学校教育における協力及び協働体制の充実

取組の内容	学校教育における協力及び協働体制を充実させることで、児童生徒の健全な育成を図る。
甲の役割	乙と連携し、学校教育における協力及び協働体制の充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、学校教育における協力及び協働体制の充実に必要な事業を行う。

(4) 産業振興

広域的な観光振興の推進

取組の内容	圏域の暮らしを感じることができる観光振興を行うことで、関係人口及び定住人口の増加を図る。
甲の役割	乙と連携し、広域的な観光振興の推進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、広域的な観光振興の推進に必要な事業を行う。

(5) 環境

広域連携による持続可能な循環型社会の構築

取組の内容	ゼロカーボンシティ宣言による脱炭素化を住民、地域及び事業者と一体となって推進することで、持続可能な循環型社会の構築を図る。
甲の役割	乙と連携し、広域連携による持続可能な循環型社会の構築に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、広域連携による持続可能な循環型社会の構築に必要な事業を行う。

別表第2（第3条関係） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの充実

取組の内容	それぞれが確保している交通手段の連携等を行うことで、地域公共交通の利便性向上及び利用促進を図る。
甲の役割	乙と連携し、地域公共交通ネットワークの充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、地域公共交通ネットワークの充実に必要な事業を行う。

(2) 道路等の交通インフラの整備

幹線道路、生活道路の整備

取組の内容	広域的な視点で幹線道路及び生活道路の整備を行うことで、物流の円滑化及び住民の利便性の向上を図る。
甲の役割	乙と連携し、幹線道路、生活道路の整備に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、幹線道路、生活道路の整備に必要な事業を行う。

(3) 地域内外の住民との交流・移住促進

地域交流の推進

取組の内容	地域交流につながる情報発信、魅力づくり等に取り組むことで、I J U(移住)ターン及び定住人口の増加を図る。
甲の役割	乙と連携し、地域交流の推進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、地域交流の推進に必要な事業を行う。

(4) その他結びつきやネットワークの強化に係る取組

デジタル技術の相互利活用の促進

取組の内容	デジタル技術の相互利活用を促進することで、事務の効率化及び行政コストの削減を図る。
甲の役割	乙と連携し、デジタル技術の相互利活用の促進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、デジタル技術の相互利活用の促進に必要な事業を行う。

別表第3（第3条関係） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 圏域内市町の職員等の交流

人材育成の推進

取組の内容	合同職員研修等を実施することで、職員等の資質向上を図る。
甲の役割	乙と連携し、人材育成の推進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、人材育成の推進に必要な事業を行う。

議案第 5 2 号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を次のように定めることに関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）が公布され、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証及び資格証明書が廃止されることに伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約において規定する被保険者証等の用語を改正するため、同規約を変更することに関する関係地方公共団体との協議については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日三重県指令政策第17-868号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第53号

令和6年度いなべ市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度いなべ市一般会計補正予算（第3号）を別案のとおり提出する。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第54号

令和6年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第55号

令和6年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

認定第1号

令和5年度いなべ市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度いなべ市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第2号

令和5年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第3号

令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第4号

令和5年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第5号

令和5年度いなべ市水道事業会計決算認定及び未処分利益 剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により令和5年度いなべ市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、同法第32条第2項の規定により令和5年度いなべ市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書並びに剰余金処分計算書については別冊

認定第6号

令和5年度いなべ市下水道事業会計決算認定及び未処分利益
剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により令和5年度いなべ市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、同法第32条第2項の規定により令和5年度いなべ市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書並びに剰余金処分計算書については別冊

